円以上5,000万円未満の数に4,000万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち5,000万円以上1億円未満の数に7,500万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち1億円以上3億円未満の数に20,000万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち3億円以上5億円未満の数に40,000万円を乗じた額及び農産物販売規模別農家数のうち5億円以上の数に60,000万円を乗じた額の合算額をいう。）

j　農林業センサス規則によつて公表された令和2年2月1日現在における農産物販売規模別経営体数（個人経営体）を用いて算出した農業産出額（農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち50万円未満の数に25万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち50万円以上100万円未満の数に75万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち100万円以上300万円未満の数に200万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち300万円以上500万円未満の数に400万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち500万円以上1,000万円未満の数に750万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち1,000万円以上3,000万円未満の数に2,000万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち3,000万円以上5,000万円未満の数に4,000万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち5,000万円以上1億円未満の数に7,500万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち1億円以上2億円未満の数に15,000万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち2億円以上3億円未満の数に25,000万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち3億円以上5億円未満の数に40,000万円を乗じた額及び農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち5億円以上の数に60,000万円を乗じた額の合算額をいう。）

G　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。）

算式Ⅱ

G＝19.05×｛（1－k）／k｝×（1／6）＋1.34

｛（1－k）／k｝×（1／6）に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅱの符号

［略］

円以上5,000万円未満の数に4,000万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち5,000万円以上1億円未満の数に7,500万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち1億円以上3億円未満の数に20,000万円を乗じた額、農産物販売規模別農家数のうち3億円以上5億円未満の数に40,000万円を乗じた額及び農産物販売規模別農家数のうち5億円以上の数に60,000万円を乗じた額の合算額をいう。以下この表の市町村の項において同じ。）

j　農林業センサス規則によつて公表された平成27年2月1日現在における農産物販売規模別農家数を用いて算出した農業産出額

G　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。）

算式Ⅱ

G＝17.65×｛（1－k）／k｝×（1／5）＋1.37

｛（1－k）／k｝×（1／5）に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅱの符号

［同左］